

広町区の規約改訂内容の概要

1. 各区からの選出役員

新旧	新しい役員	選出	備考
新規	副区長（1年目） 区長（2年目）	毎年	現区長の業務を区長、副区長、副総務部長3名の計5人で分業します。
新規	副館長（1年目） 公民館長（2年目）	毎年	正式に副館長を区役員とします。
同じ	評議員	2年毎	委員会委員を兼任、配布業務なし
変更	総務委員	毎年	福祉委員任期2年から1年に変更
同じ	環境公園委員	毎年	環境美化から名称変更
同じ	防犯防災委員	-	委員会で人選します
新規	広報委員	-	委員会で人選します
同じ	公民館役員	毎年	
同じ	組長	毎年	

→ 評議員の現業務のうち、配布物（回覧や個別配布）関係は組長に移管します。
 組長は毎月1, 15日に集会所の配布物置場へ自組の分を取りに行き、組内への配布をお願いします。

2. 上記以外の役員

・会計、監事 任期2年で評議員会で選出します。

3. 区長（副区長）、公民館長（副館長）の選出

A地区（6, 7, 8, 9, 10）、B地区（1, 3, 5区）から副区長、副館長を毎年交互に選出します。

地区ごとに輪番制とします。（例えばB地区 1⇒3⇒5のように）

来年度の最初にあたる区や順番は、今後特別委員会で話し合います。

4. 議決機関

広町区総会 全住民（定期：年1回）

評議員会 太枠内（行事等に合わせて年4回程度）

執行部会 区長、副区長、公民館長、副館長、会計、各委員長 計8名（定例：毎月）

組長会議 各区で実施（評議員会後に評議員が組長召集して内容を伝達）

5. 広町区役員選考規定 全面改訂案（令和7年10月1日施行）

6. 広町区役員職務規定案（令和8年4月1日施行予定）

施行に向け、特別委員会で検討しています。

広町区規約改訂案（修正箇所のみ）

（区域及び組織）

第3条 本区の区域は長野市吉田二丁目12番19号から21番18号及び36番67号の区域とする。

2 本区を~~9分区~~^{8分区}に分け、各分区を概ね10戸～20戸程度毎に組を編成する。

（転入）

第7条 第3条第1項に定める区域に住所を有する個人並びに同区域に事業所又は事務所を有する法人及び団体で本区に転入しようとする者は、別に定める「転入届」を~~区長~~^{総務委員長}に提出しなければならない。

2 本区は、前項の転入届けがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（転出等）

第8条 区民及び賛助区民が次の各号の一に該当する場合には転出したものとみなす。

(1)第3条に定める区域内に住所又は事業所若くは事務所を有しなくなった場合

(2)別に定める「転出届」が~~区長~~^{総務委員長}に提出された場合

2 区民が死亡し又は失踪宣告を受けたとき並びに法人及び団体が解散したときはその資格を喪失する。

（課題別執行機関）（区執行機関）

第9条 本会に、課題別実行機関として広町公民館、広町自主防災会、二丁目公園愛護会、ひろまち里山公園愛護会及び部会を置く。 執行機関として広町区総会、評議員会、執行部会並びに総務委員会・防犯防災委員会・広報委員会・環境公園委員会を置く。

（広町自主防災会）

第11条 自主防災会に会長、防災指導員を置き安全安心部会で運営する。

2 運営に係る規約は別に定める。

（執行部会）

第11条 執行部会は区長、副区長、公民館長、副公民館長、会計並びに各委員長で構成する。

2 執行部会は区の運営に係る事項を定期的に協議する。

3 執行部会の議長は総務委員長が務め、議事録を総務副委員長が参加して作成する。

（二丁目公園愛護会、ひろまち里山公園愛護会）

第12条 愛護会に会長を置き、環境美化部会で運営する。

2 運営に係る規程は別に定める。

（総務委員会）

第12条 総務委員会は各区選出の総務委員と評議員から選ばれた委員で構成し、委員長は副区長兼任、副委員長は委員会内の互選で選出する。

2 総務委員会は区運営の全般を担うほか、各区選出の総務委員が吉田地区住民自治協議会の協力員を兼務する。

3 運営に係る規定は別に定める。

~~(部会)~~ 13条全文置き換え~~第13条 安全・安心部会、環境美化部会の2つの部会を置く。~~ (以下削除部分省略)

(防犯防災委員会)

~~第13条 防犯防災委員会は評議員から選ばれた委員と防犯防災委員会より委託を受けた委員等で構成し、委員会内の互選により委員長を選任する。~~

2 防犯防災委員会に自主防災会活動を含める。

3 運営に係る規定は別に定める。

~~(専門委員会)~~~~第14条 安全・安心部会に、防災・防犯委員会及び防災・交通安全委員会を置く。~~

(広報委員会)

~~第14条 広報委員会は評議員から選ばれた委員と広報委員会より委託を受けた委員等で構成し、委員会内の互選により委員長を選任する。~~

2 広報委員会は広町だより、広町区ホームページ、区内各種IT化（情報技術化）を担う。

3 運営に係る規定は別に定める。

~~(協力団体等) ⇒17条へ移動~~~~第15条 区事業と協動する団体は、(1)～(4)まで掲げる団体をいう。~~

(以下削除部分省略)

(環境公園委員会)

~~第15条 環境公園委員会は評議員から選ばれた委員と各区選出の環境公園委員等で構し、委員会内の互選により委員長を選任する。~~

2 環境公園委員会は一斉清掃、公園整備事業などを担い、二丁目公園愛護会・ひろまち里山公園愛護会活動を含める。

3 運営に係る規定は別に定める。

~~(区選出住自協協力団体の協力役員)(協力役員)~~~~第16条 区事業等を補完する役員等は、~~区長評議員会~~が選出した(1)～~~(5)~~ (4)まで掲げる吉田地区住民自治協議会に係る協力団体の協力役員をいう。~~

(1)民生児童委員

(2)防犯協会役員

(3)交通安全協会役員

~~(4)区福祉委員で住自協兼務の日本赤十字奉仕団役員、長野市白バラ会役員、青少年委員会役員、保健委員会役員、交通安全役員~~

(5)広町氏子総代 (区長兼務)

~~(協力団体及び区選出住自協役員等との連携)~~~~第17条 協力団体及び区選出住自協役員等は、区の要請による区事業等への協力及び吉田地区住民自治協議会等関係団体に協力するものとする。~~ (以下削除部分省略)~~第17条 区事業と協動する団体は、(1)～(4)まで掲げる団体をいう。~~ <-- 15条から移動

(1)広町地域福祉会

- (2)広町和楽会
- (3)広町育成会
- (4)広町太鼓会

(役員の種別)

第18条 本会に次の役員執行役員を置く。

- (1)区長1名 区長、副区長 各1名
- (2)副区長3名(内1名は会計担当)公民館長、副公民館長 各1名
- (3)公民館長1名会計 1名、監事 2名
- (4)監事2名 総務委員長(副区長兼任)、防犯防災委員長、広報委員長、環境公園委員長
各1名
- (5)評議員9名

(役員の選任)

第19条 役員は、総会において、区民の中から選出する。(広町区役員選考規定は別に定める。)

第19条 選出された執行役員は総会における承認事項として承認・決定する。

2 広町区役員選考規定は別に定める。

(役員の職務) -->広町区役員職務規定へ

第20条 区長は、本区を代表し、本区の業務を総括する。 (以下削除部分省略)

(執行役員の任期)

第20条 区長、副区長(総務委員長兼任)、公民館長、副公民館長の任期は1年とする。

会計、監事、防犯防災委員長、広報委員長、環境公園委員長の任期は2年とする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(組長) -->広町区役員職務規定へ

第21条 組長は次に掲げる業務を行う。 (以下削除部分省略)

(分区役員)

第21条 各分区には以下の役員を置く。

- (1)評議員 各区1名(任期2年)
- (2)組長 各組1名(任期1年)
- (3)総務委員 各区1名(任期1年)
- (4)環境公園委員 各区1名(任期1年)
- (5)公民館役員 各区1名(任期1年)

(役員の任期) => 20条へ移動

第22条 区長、副区長、公民館長、監事、評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(以下削除部分省略)

(役員の職務)

第22条 執行役員及び分区役員の職務は広町区職務規定による。

(顧問、相談役、及び各種団体役員)

第23条 本区に顧問、相談役、各種団体役員を置くことができる。

2 顧問は執行部会で選出し、評議員会で決定する。

第6章 役員会 評議員会

(役員会評議員会の構成)

~~第35条 役員会は、監事を除く役員で構成する。~~ 評議員会は執行役員及び評議員で構成する。

(役員会評議員会の権能)

~~第36条 役員会評議員会~~はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない区の業務の執行に関する事項

(役員会評議員会の招集等)

~~第37条 役員会評議員会~~は、~~区長執行部会~~が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、~~役員評議員会参加要員~~の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったときは、その請求があった日から20日以内に招集しなければならない。

3 役員会評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会評議員会の議長及び議事録)

~~第38条 役員会評議員会~~の議長は、~~区長総務委員長~~がこれに当る。

2 評議員会の議事録は副総務委員長が作成する。

(役員会評議員会の定足数等)

~~第39条 役員会には、第30条、第31条、第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。~~

~~第39条 評議員会は評議員会参加要員の3分の2以上の出席がなければ開会できない。~~

2 評議員会の議事は以下の事項の場合、出席者全員の賛成により決し、それ以外の事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- (1)役員選考に関する事項
- (2)広町区規約変更に関する事項

(資産の管理)

~~第41条 本区の資産は区長が管理し、その方法は、役員会評議員会の議決によって決める。~~

(事業計画及び予算)

~~第44条 本区の事業計画及び予算は、区長執行部会が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会及び総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。~~

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されない場合には、~~区長執行部会~~は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第45条 本区の事業報告及び決算は、~~区長執行部会~~が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1月以内に評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

(委任)

第51条 この規約の施行に関して必要な事項は、~~総会評議員会及び総会~~の議決を経て、区長が別に定める。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する

広町区役員選考規定 全面改訂案（令和7年10月1日施行）

第1条 この規定は区規約第19条に基づき、役員の選出にあたり公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

第2条 役員の選出は次の区分による。

(1) 執行役員

区長、副区長、公民館長、副公民館長、副区長、副公民館長はA地区(6, 7, 8, 9, 10), B地区(1, 3, 5区)から毎年交互に互選により選出する。

区長・公民館長は副区長・副公民館長が毎年繰り上がる。

会計、監事2名 現役役員の意向を考慮して評議員会で選出する。

総務委員長(副区長兼務)、防犯防災委員長、広報委員長、環境公園委員長

総務委員長以外の委員長は各委員会から互選により選出する。

(2) 評議員

各分区から互選により選出する。評議員はいずれかの委員会の委員を兼務する。

(3) 組長

各組から互選により選出する。

(4) 総務委員

各分区からそれぞれ1名を互選により選出する。総務委員は吉田地区住民自治協議会の委員を兼務する。

(5) 環境公園委員、公民館役員

各分区からそれぞれ1名を互選により選出する。

(6) 防犯防災委員、広報委員

区内から若干名を公募する。

(7) 公民館主事

公民館規約による。

(8) 旧11区2, 3組(公務員宿舎)は公務員宿舎特別地区として組長のみを選出する。

第3条 総務委員長は任期満了3ヶ月前までに各区に役員選出に関する通知を発出する。評議員は任期満了2ヶ月前までに新たな役員名簿を総務委員長に提出する。

第4条 選出された執行役員は総会の承認により決定される。

第5条 何らかの事情により役員に欠員が生じた場合の処置は次によるものとし、その任期は残任期間とする。

(1) 執行役員

執行部会を開催して処置を決定する。

(2) 各区選出役員(評議員、組長、分区選出役員)

同一組内から選出する。

附則

(1) この規定の改廃は、評議員会の議決を必要とする。

(2) 区長、副区長、公民館長、副公民館長を歴任された方は区長、副区長、公民館長、副公民館長に再選されないものとする。

(3) 役員の選出に当たっては年齢、病気等を区・組内で考慮し免除することができる。

(4) この規定は令和7年10月1日から施行する。ただし令和8年の役員にあっては区長、公民館長を評議員会で選出する。

(5) 令和7年度中は評議員会を役員会に置き換える。

令和7年度補正予算案

項目	科目／細目	当初予算	追加処置	補正予算	備考
収入	雑収入／雑収入	20,000円	159,075円	179,075円	
	合計	1,917,169円	159,075円	2,076,244円	
支出	事務費／消耗品費	70,000円	15,000円	85,000円	
	会議費	70,000円	20,000円	90,000円	
	集会所・公民館運営費／備品・修理費	185,000円	124,075円	309,075円	
	合計	1,281,437円	159,075円	1,440,512円	

詳細

収入	雑収入／雑収入	159,075円	住自協昨年度返金分 6/27入金済み
	合計	159,075円	
支出	事務費／消耗品費	15,000円	規約改正に伴う印刷代等
	会議費	20,000円	特別委員会会議費
	集会所・公民館運営費／備品・修理費	124,075円	回覧・配布物棚、掲示板
	合計	159,075円	